



2 2 0 2 - 0 2 3
令和 4 年 2 月 1 8 日

企業主導型保育事業ご担当者様

公益財団法人児童育成協会

企業主導型保育事業（運営費等）における 保育士等処遇改善臨時加算の申請期間等について

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月21日付で改正された企業主導型保育事業費補助金実施要綱にてお示ししている保育士等処遇改善臨時加算の申請期間等について、下記のとおり御案内いたします。

内容を御確認のうえ、円滑な事務手続きに御協力をお願いいたします。

記

1. 申請方法

下記申請にて加算の追加申請が可能です。

令和3年度分：助成決定額変更申請（3回目）

令和4年度分：事業計画申請

2. 申請期間

令和3年度分及び令和4年度分のいずれの申請も令和4年3月1日から申請開始予定

3. 申請方法

詳細は後日改めて通知いたします。

4. 留意事項

- （1）申請にあたっては、改善する全ての職員に対する改善予定額を個別に記載いただく必要があります。申請開始までに実施要綱別紙8の「9. 加算見込み額の算定」や単価表等を確認し、具体的な計画を立てていただくようお願いいたします。
- （2）令和4年度以降本加算を実施するためには給与規定の改定が必要となります。各施設責任者様におかれましては事前の準備をお願い致します。なお給与規定の審査は令和4年度月次報告で実施する予定です。令和3年度は給与規定の審査は実施いたしません。
- （3）本加算に係るFAQを作成いたしました。実施要綱に定める内容と併せて十分御確認のうえ、事前の計画をお願いいたします。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電話 0570-550-819

(年末年始を除く平日の9:15~17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>